

安城市災害支援制度一覧表

(令和7年4月1日時点)

住家が自然災害等による被害を被り、市の災害支援制度を受けられる場合、原則、下記の申請窓口において罹災証明書が発行が必要となります。詳しくは、下記の「各種支援制度」を確認いただき、対象と思われる担当部署に問い合わせの上、必要とされる際は申請窓口にて発行手続きをお願いします。

1. 各種罹災証明書の申請窓口 ※災害理由により、申請窓口が異なります

- (1) 自然災害による申請窓口・・・安城市役所の資産税課（71-2215）にお問い合わせください。
- (2) 火災による申請窓口・・・安城消防署予防係（75-2458）にお問い合わせください。

2. 各種支援制度について

※被害の程度により、対象にならない場合があります。詳しくは各担当部署までお問い合わせください。

安城市

項 目	支 援 内 容	支 援 理 由	担 当 部 署
固定資産税・都市 計画税の減免	被害の状況に応じて市長が定める額 を免除	震災・風水害・火災等 (床下浸水対象外)	資産税課 (Tel71-2215)
市県民税の減免		震災・風水害・火災等	市民税課 (Tel71-2214)
森林環境税の免除	被害の状況に応じて全額又は一部を 免除		
図書館資料	図書館資料損害賠償の免除	震災・風水害・火災等	アンフォーレ課 (Tel76-6111)
災害見舞金の支給	死亡 10万円 負傷 1万5千円～3万円 住居等の被害 1万円～10万円 住居の床上浸水 1万円～2万円		震災・風水害等
災害弔慰金の支給	生計維持者の死亡 500万円 その他の者の死亡 250万円		
災害障害見舞金の 支給	災害による負傷等で重度の障害が残 った場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円		
災害援護資金の 貸付け	災害により世帯主が負傷した場合や 住居・家財に損害を受けた場合 最高 350万円		
被災者生活再建 支援金の支給	住宅に全壊等の被害を受けた場合 最高 300万円		
特別障害者手当等 の災害特例	所得制限を一定期間は適用外とする	震災・風水害・火災等	障害福祉課 (Tel71-2225)
特別児童扶養手当 の災害特例	手当の支給停止者への全額支給		
心身障害者扶養共 済制度の掛金の減 免	掛金の3割を免除	災害により加入者及び同居者の所得 の合算額が著しく減少した場合	
介護保険料の減免	損害の程度により8分の1から全額 を免除 (所得要件あり)	震災・風水害・火災等により住宅、 家財等に損害を受けた方 (保険金等 により補填される金額は除く)	高齢福祉課 (Tel71-2226)

項 目	支 援 内 容	支 援 理 由	担 当 部 署
介護保険利用者負担額の減免	損害の程度により介護サービス利用の本人負担額を１００分の５とし、又は全額免除とする。（所得要件あり）	震災・風水害・火災等により住宅、家財等に損害を受けた方（保険金等により補填される金額は除く）	高齢福祉課 （TEL71-2226）
児童扶養手当の災害特例	手当の支給停止者への全額支給	震災・風水害・火災等	こども課 （TEL71-2229）
児童クラブ育成料の減免	全額又は一部を免除		こども課児童クラブ係 （あんぱ〜く内） （TEL72-2319）
国民健康保険税の減免	損害の程度により８分の１から全額を免除（所得要件あり）	震災・風水害・火災等（保険金等により補填される金額は除く）	国保年金課 （TEL71-2230）
国民健康保険一部負担金の減免等		震災・風水害・火災等	
国民年金保険料の減免	国民年金保険料の免除	震災・風水害・火災等（保険金等により補填される金額は除く）	国保年金課（TEL71-2231） （詳細は年金事務所へ）
後期高齢者医療保険料の減免	損害の程度により月割保険料の２分の１又は全額を免除	震災・風水害・火災等	国保年金課 （TEL71-2232）
後期高齢者医療一部負担金の減免等	全額又は一部を免除（要相談）		
保育料の減免	全額又は一部を免除		保育課（TEL71-2228）
ごみ処理の相談	手数料の免除について（要相談）	震災・風水害・火災等	ごみ資源循環課 （TEL76-3053）
市営住宅目的外使用	避難用に一時的応急施設としての市営住宅の使用（使用許可期間あり、無料）	自然災害・住宅火災により住宅に住居できない場合	建築課 （TEL71-2240）
障害物除去の実施	災害により半壊又は床上浸水した住家について、運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に障害物の除去を実施	震災・風水害等 （災害救助法が適用された災害に限る）	
応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅が設置された場合、自らの力で住宅を確保できない方に対し、一時的に住宅を供与します。		
被災住宅の応急修理	災害により「準半壊」以上の被害を受けた住家について、日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の応急的な修理を行う		
下水道使用料の減免	基本使用料を除いた従量使用料の一部（最大１０㎥）を免除	床上浸水	下水道課（TEL71-2247）
水道料金の減免	基本料金を除いた水量料金の一部（最大１０㎥）を免除		水道業務課（TEL71-2249）

安城市以外

項 目	支 援 内 容	支 援 理 由	担 当 部 署
災害見舞品の配布	緊急セット(歯ブラシ・タオル・ラジオなど)・毛布など(日本赤十字社から援助)、布団(安城善意銀行から援助) ※り災証明書不要	震災・風水害・火災等	社会福祉協議会 (Tel77-2941)
所得税の減免 雑損控除	被害の状況に応じて免除(所得要件あり)		刈谷税務署 (Tel21-6211)
経済環境適応資金 災害対応資金 (愛知県融資制度)	中小企業者の事業資金の融資	震災・風水害等	愛知県中小企業金融課 (Tel052-954-6333) (申込先は愛知県融資制度 取扱金融機関)